

## 確保すべき保安業務用機器の算定書

業務区分	① 供給開始 時点検・ 調査	② 容器交換 等時供給 設備点検	③ 定期供給 設備点検	④ 定期消費 設備調査	(特例) ③と④の 両方を認 定申請の 場合	⑥ 緊急時 対応	合計	保有数
確保 す べ き 保 安 業 務 機 器	自記圧力計又は マノメーター							
	ガス検知器							
	漏洩検知液							
	緊急工具類							
	一酸化炭素測定器							
	ボーリングバー							

【確保数量は、小数点以下切上】



保安業務区分	式の採用	算定式	補助員がいる場合 の数値読み替え	算定結果
①供給開始時点検・調査		消費者戸数 ( ) × 1/20,000		
②容器交換時等供給設備点検		消費者戸数 ( ) × $\frac{1}{100 \times \text{年間実働日数}}$		
③定期供給設備点検		消費者戸数 ( ) × $\frac{1}{30 \times \text{年間実働日数( )}}$ × 1/4※	30→40	
④定期消費設備調査		消費者戸数 ( ) × $\frac{1}{25 \times \text{年間実働日数( )}}$ × 1/4※	25→25×4/3	
特例 ③と④の両方 を認定申請	一酸化炭素測定器	消費者戸数 ( ) × $\frac{1}{25 \times \text{年間実働日数( )}}$ × 1/4※	25→25×4/3	
	その他	消費者戸数 ( ) × $\frac{1}{20 \times \text{年間実働日数( )}}$ × 1/4※	20→20×4/3	
⑥緊急時対応		消費者戸数 ( ) × $\frac{1}{20,000}$		

※ 経過措置

算定式中、[1/4]は、H.11.4.1～H.14.3.31の期間は[1/3]で算出する。